



指定居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業を行う事業所		年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	平成 一六・七三
医療法人尚志会	十和田市大字相坂字高清水七八の四五〇	居宅介護支援事業所「八戸在宅クリニック」	八戸市大字岩泉町七	

青森県告示第五百六十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成十八年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指定年月日
氏名又は名称 住所 主たる事務所の所在地又は住所	介護予防の種類	名 称 所在地	年月日
株式会社コムスン 一 東京都港区六本木六丁目一〇の	介護予防用具 貸与	株式会社コムスン 青森福祉用具センター	"
株式会社コムスン 一 東京都港区六本木六丁目一〇の	特定介護予防用具販売	株式会社コムスン 青森福祉用具センター	平成 一六・七三
株式会社コムスン 一 東京都港区六本木六丁目一〇の	介護予防用具	株式会社コムスン 青森福祉用具センター	平成 一六・七三

青森県告示第五百七十号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成十八年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表白糖区域及び小田野沢区域の項を次のように改める。

白糖区域及び小田野沢区域 白糠漁業協同組合の地区 及び小田野沢漁業協同組合の地区	1 総トン数五トン以上十トン未満の漁船により行う漁業であつて、いかつり漁業とこうなご棒受網漁業を併せ営む漁業であつて甲の地区の者が行う漁業
うち甲の地区 白糠漁業協同組合の区域	2 総トン数四トン以上五トン未満の漁船により行う漁業であつて、いかつり漁業とこうなご棒受網漁業を併せ営む漁業であつて甲の地区の者が行う漁業
うち乙の地区 小田野沢漁業協同組合の区域	3 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、1及び2に掲げる漁業以外の漁業であつて甲の地区の者が行う漁業
	4 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業であつて甲の地区の者が行う漁業
	5 小型定置漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業
	6 小型定置漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業
	7 内水面以外の水面において底建網を水中に定置して営む漁業（以下「底建網漁業」という。）であつて、乙の地区の者が行う漁業

二の表深浦区域の項を次のように改める。

深浦区域 深浦漁業協同組合の地区	1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて主としていかつり漁業
	2 総トン数十トン以上百トン未満の漁船により行う底びき網漁業
	3 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行ういかつり漁業
	4 小型定置漁業

5 たい・ぶり定置漁業及び内水面以外の水面において網漁具を水深二十七メートル以上の水中に定置して主としてぶりをとる漁業

6 底建網漁業

青森県告示第五百七十一号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成十八年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

「卸市場支店 八戸市大字長苗代」を

「卸市場支店 八戸市卸センター二丁目」に改める。

青森県告示第五百七十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十八年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
むつ市大字関根字前浜四三番地三七 三ツ谷 英 己	関根浜

むつ市大字関根字前浜四三番地 奥 川 三 治

むつ市大字関根字前浜一四番地 二本柳 邦 博

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日  
平成十八年七月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人あーると
- 三 代表者の氏名  
大橋 一之
- 四 主たる事務所の所在地  
五所川原市金木町朝日山八五の四
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害者に対して、居宅生活支援若しくは療育相談に関する事業を行い、また、地域住民を対象に、障害の特性についての理解を深めていただくための啓発活動及び、地域ボランティア育成事業を行うことにより、障害者が、自ら望む地域で、地域住民の理解を得ながら自立した生活を営めるよう総合的に支援し、もってノーマライゼーションの実現に寄与することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社野呂義組

二 代表者の氏名 野呂 義勝

三 主たる営業所の所在地 黒石市追子野木一丁目六九の二

四 許可番号 青森県知事許可（特 一四）第一〇一一号

五 取消年月日 平成十八年七月十八日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 グリーン建窓株式会社

二 代表者の氏名 藤田 勲

三 主たる営業所の所在地 黒石市大字浅瀬石字村元一三六

四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第一二八三五号

五 取消年月日 平成十八年七月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、ガラス工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 成田鋼業

二 氏名 成田 幸三

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字恵戸字中野三九の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一五一七四号

五 取消年月日 平成十八年七月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しに係る一般建設業の許可

平成十八年六月六日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 一蔵建設有限公司

二 代表者の氏名 中山 昭一

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字市川町字尻引堤沢三三の三五

四 許可番号 青森県知事許可(般 一三)第一一五六四号

五 取消年月日 平成十八年七月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年七月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 杉村建設工業株式会社

二 代表者の氏名 杉村 陽太郎

三 主たる営業所の所在地 八戸市松ヶ丘一九の三〇

四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第七七四二号

五 取消年月日 平成十八年七月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年七月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社雁金建設

二 代表者の氏名 新保 静子

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰹ヶ沢町大字南浮田町字美ノ捨四八の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一三)第一二八七七号

五 取消年月日 平成十八年七月十八日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年六月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 日繁工業

二 氏名 澤田 繁

三 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町中柏木鑑石二四四の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一三)第一四六一六号

五 取消年月日 平成十八年七月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年四月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 佐々直建築

二 氏名 佐々木 直美

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字相坂字白上二四八の一四四

四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第一五六九三号

五 取消年月日 平成十八年七月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年四月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社田嶋板金工業

二 代表者の氏名 田嶋 十三雄

三 主たる営業所の所在地 三沢市南町四丁目三三の三四五三

四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一三四二〇号

五 取消年月日 平成十八年七月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一

般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年七月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十八年八月四日

中南地域県民局長 天 童 光 宏

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十六年災農地災害復旧事業	相馬村	平成一七・一五〇
一九一	〃	一七・一五
一九二	〃	一七・一三
一九三	〃	〃
一九四	〃	〃
一九五	〃	一七・一七
一九六	〃	一七・一七
一九七	〃	一七・一三

十七年災農業用施設災害復旧事業二〇一〇一	二〇二	十七年災農地災害復旧事業二〇一	十七年災農業用施設災害復旧事業一七一〇	十七年災農地災害復旧事業一七一	一九一〇八	一九一〇七	一九一〇六	一九一〇五	一九一〇四	一九一〇三	一九一〇二	十六年災農業用施設災害復旧事業一九一〇一	一九九	一九八
〃	〃	西目屋村	〃	黒石市	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	一六・六七	一六・六七	〃	一六・七三	一七・七三	一七・七二	一七・七五	一七・七三	一七・七三	〃	〃	一七・七三	〃	一七・七二

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭